

## 土地区画整理審議会委員の改選について

土地区画整理審議会は、土地区画整理事業を適正かつ公平に行うために設置されており、施行者（千葉県）からの諮問を受けて、仮換地指定や評価員の選任など事業を進める上で重要な事項について審議します。

本地区の土地区画整理審議会については、本年11月に審議会委員の任期が満了するため、委員の改選が必要（下記、改選日程（案）参照）となります。

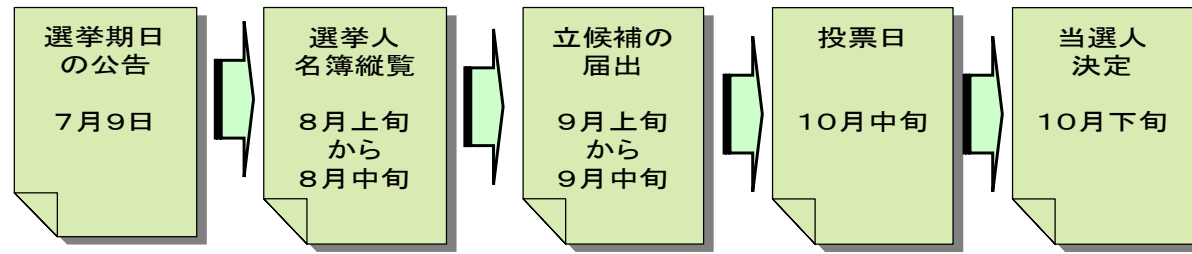
詳細な日程等については、別途、お知らせします。

第8号

流山都市計画事業木地区  
一体型特定土地区画整理事業

平成22年7月9日発行  
発行／千葉県東葛飾地域整備センター  
流山区画整理事務所  
☎04（7150）4501

### 流山都市計画事業木地区一体型特定 土地区画整理審議会委員の改選日程について（予定）



## 土地区画整理事業の業務支援

県では、土地区画整理事業の円滑な推進を図るため、移転補償交渉等に係る業務の執行を目的とした委託業務を発注しており、昨年度から、(株)URリンケージが業務を行っています。昨年度同様、職員とともにお魔することもありますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

（株）URリンケージの担当は、村田、小倉、黒木、藤原、川井、村瀬の6名です。）

# 流山木地区 まちづくりだより



## 案内図



## 問い合わせ先

土地区画整理事業について、ご不明な点等がありましたら、お気軽にご相談ください。

※ 第三者からの問い合わせについては、個人情報保護のため、権利者の委任状の提示をお願いします。

木地区換地課（換地等に関すること）  
☎04-7150-4501

管理移転課（補償等に関すること）  
☎04-7150-4507

木地区工務課（工事等に関すること）  
☎04-7150-4503

千葉県